

『平成17年度施策実施状況調書』

施策名	情報通信分野の人材育成	担当部局名	情報通信政策局 情報通信利用促進課 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課			
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)	<p>情報通信分野の専門的な知識や技術を有する人材を育成することにより、「社会・経済のIT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるIT利活用の促進」を図るものである。</p> <p>上記政策を実現するための施策として、情報通信人材を育成するための研修事業に対し支援を行う「情報通信人材研修支援事業」等を行うこととし、支援に係る研修受講者を施策の主な指標とするものである。</p>					
主な指標の状況	主な指標等	目標値	目標年度	13年度・14年度	15年度	16年度
	研修受講者(13年度～16年度)	12,000人	17年度	5,912人	4,888人	3,874人
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名	概要	14年度	15年度	16年度
		情報通信人材研修支援事業	情報通信人材研修事業を実施する第三セクター及び公益法人等を対象に、当該事業に必要な運営費用の一部を助成	700百万円	498百万円	437百万円
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要			
		資格制度の見直し検討	電気通信主任技術者の建設業法の技術者制度への適用について検討した結果、平成17年度中に国土交通省において所要の改正を行うとの結論を得た。			
	情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要			
		該当なし				
<p>(業務改善への取組状況)</p> <p>情報通信人材研修支援事業については、平成16年度末において、研修受講者数が当初の目標を達成したものの、高度情報通信人材の不足は著しく、これらの人材の育成は喫緊の課題であるため、引き続き情報通信人材研修支援事業を実施していくこととし、平成16年度は、研修の内容が高度なものに対して助成を行った。</p> <p>また、平成17年度は企業等の戦略的情報化を担う高度なレベルの情報通信人材を育成するための実践的な研修プログラムを調査・開発し、開発したプログラムは、企業やIT専門職大学院等での利用を進めていく予定。</p> <p>さらに、これらの見直しにともない、高度な研修受講者をその指標とし、目標値等を新たに設定した(目標値; 13,000人(平成16年度～19年度)、目標年度;平成19年度)。</p>						
本施策に関する課題等の状況	(課題等の状況) 企業等においては、依然として情報通信分野の専門的人材は不足しており、引き続き取り組むことが必要。			予	制	情
本施策に関する専門家の意見等	IT戦略本部評価専門調査会において、高度情報通信人材の育成は、我が国が「世界最先端のIT国家」でありつづけるための課題として、議論されてきたところであり、これらの議論を踏まえ実施した。					
本施策に関する主な資料						

## 電気通信主任技術者及び工事担任者資格試験事業に関する政策評価

政策所管部局課室名 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課

電気通信技術システム課

評価年月 平成17年8月

<p style="text-align: center;">1 業等 事務・事</p>	<p>電気通信主任技術者資格試験 工事担任者資格試験</p>
<p style="text-align: center;">2 事務・事業の背景等</p>	<p><b>(1) 背景等</b></p> <p>昭和60年に電気通信事業法が制定され、それまで電電公社の独占事業であった国内電話事業が民間に開放されることとなった。ただし、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするため、電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該設備を総務省令で定める技術基準に適合するよう維持するため、電気通信主任技術者を選任し、電気通信設備の工事、維持及び運用の監督を義務づけることとなった。また、利用者による端末設備又は自営電気通信設備の接続は、電気通信に関する知識を要し、その良否は電気通信回線設備を通して他に与える影響が大きいことから、電気通信回線設備の損傷を事前に防止するとともに、人体の保護を確実にならしめるため、工事担任者にこれに係る工事を行わせ、又は実地に監督させることを義務づけることとなった。</p> <p>これら電気通信主任技術者及び工事担任者の資格試験の実施は、上記選任に必要な資格者を選定するために必要となるものであり、制度開始当初より、当該資格試験の試験事務を行う指定試験機関として財団法人日本データ通信協会を指定している。</p> <p><b>(2) 根拠法令</b></p> <p>電気通信事業法第45条、第71条、第74条</p> <p><b>(3) 関係公益法人</b></p> <p>財団法人 日本データ通信協会</p>

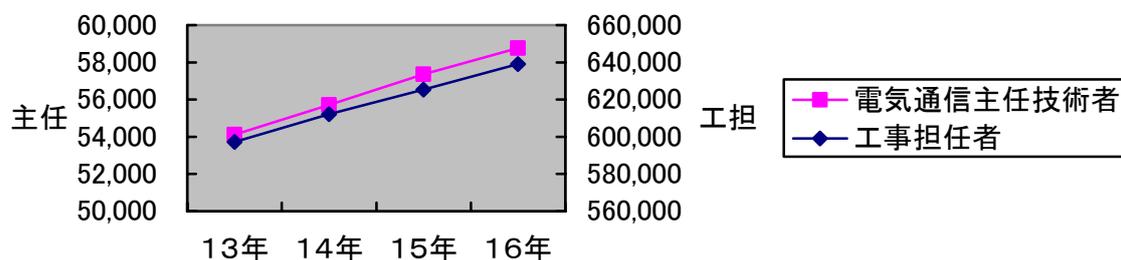
(1) 政策評価の観点及び政策効果の把握の手法

電気通信主任技術者は電気通信設備の維持・運用について、また、工事担任者は端末設備及び自営通信設備の接続について、それぞれ必要とされており、当該資格の取得のための試験が公正かつ安定的に実施されているかという観点から実施した。

(2) 政策効果の把握の結果

法令に基づく試験事務の実施事項については総務大臣が認可した試験事務規程に従い、公正かつ安定的に実施されており、平成16年度の受験者数は、電気通信主任技術者が7,558人（累計255,474人）、工事担任者が49,968人（累計2,099,933人）といずれも試験事業として適正であると認められる。

資格取得者数の推移(累計)



**○ 必要性、効率性又は有効性の観点からの評価**

- ア まず、電気通信主任技術者については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）（平成15年7月17日）により、事業者のⅠ種・Ⅱ種区分廃止及び営利を目的としない電気通信事業を行おうとする地方公共団体の手続きを制定し、この中で当該設備に関する電気通信主任技術者の配置要件についても検討が行われ、その**必要性**が認められたものである。
- イ その後、情報通信審議会にて、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律第2条の規定の施行に関する省令案の答申（平成16年2月17日）により、電気通信主任技術者規則改正時に資格者の配置要件について検討が行われ、その**必要性**が認められている。
- ウ さらに、IT分野の技術者の育成の観点から資格制度を見直した結果、総務大臣の認定を受けた教育施設において、従来卒業を要件としていた一部免除要件を、在学中であっても単位修得をもって満たすとする電気通信主任技術者規則の一部改正（平成17年1月17日）を行うなど、常に見直しを実施してきているところである。
- エ また、工事担任者についても、IP化の進展に伴う電気通信回線設備及び端末設備の変化・発展といった環境変化を踏まえ、工事担任者規則の一部を改正（平成17年4月22日）し、アナログ電話及び総合デジタル通信サービスに係わる接続を工事の範囲とするAⅠ種、ブロードバンドインターネット等デジタルデータ伝送に係わる接続を工事の範囲とするDD種を創設するなど、時代の要請に対応する形で、資格者証の種類と工事の範囲を全面的に見直したところである。
- オ このように、電気通信設備の安定した運用並びに端末設備及び自営電気通信設備の接続を確保するため、電気通信主任技術者資格者の適切な配置並びに工事担任者による工事の実施及び監督が求められている状況において、電気通信設備等に関する知識・技術を有する技術者の選出のための試験を、**公平**かつ安定的に提供し実施することについては、その**必要性**が認められるものである。
- カ 実施にあたっては、地域的・時間的な**公平性**と業務の**効率化**による安定した業務運営が求められるが、受験者数が減少する中、法人の**効率化**努力により受験機会の**公平性**を維持しているものと認められ、**有効性**があるものとして評価できる。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

上記のとおり、電気通信主任技術者の要件に関する電気通信事業法改正においては、法律改正及び情報通信審議会にて関連条文の改正及び資格者要件に関する省令の改正を伴う答申がなされており、また、電気通信主任技術者及び工事担任者等に係る各省令の改正においては、総務省においてもパブリック・コメントにより広く一般からの意見を募集して、施策の参考にしている。

情報通信審議会（会長：秋山 喜久 関西電力株式会社会長）に対する「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）第2条の規定の施行に関する省令」に係る諮問に際して実施したパブリック・コメント（平成15年12月11日～平成16年1月15日）にて、テレコムサービス協会（会長：中尾 哲雄 インテック株式会社会長）ほか3者から電気通信主任技術者資格についての留意事項を意見として頂き、政策評価の結果の分析に活用した。

「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」

[http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/syokan/new\\_hourei.html](http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/syokan/new_hourei.html)

「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律第2条の規定の施行に関する省令案」について

[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/policyreports/joho\\_tsusin/denki\\_bukai/031211\\_1.htm](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/denki_bukai/031211_1.htm)

1

電気通信主任技術者試験の試験科目免除規定の改正に係る省令の改正案に関する意見の募集

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041013\\_4.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041013_4.html)

工事担任者資格制度の改正に関する意見募集

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040906\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040906_1.html)

工事担任者規則等の改正案に関する意見募集及び工事担任者資格制度の改正に関する意見募集の結果

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050207\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050207_2.html)

<b>6 評価に 使用し た資料 等</b>	<p>財団法人日本データ通信協会の事業報告・収支決算等  <a href="http://www.dekyo.or.jp/H16jigyohoukoku.pdf">http://www.dekyo.or.jp/H16jigyohoukoku.pdf</a></p> <p>「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律第2条の規定の施行に関する省令案」について  <a href="http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/denki_bukai/031211_1.htm">http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/denki_bukai/031211_1.htm</a></p> <p>1</p> <p>電気通信主任技術者試験の試験科目免除規定の改正に係る省令の改正案に関する意見の募集  <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041013_4.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041013_4.html</a></p> <p>工事担任者資格制度の改正に関する意見募集  <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040906_1.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040906_1.html</a></p> <p>工事担任者規則等の改正案に関する意見募集及び工事担任者資格制度の改正に関する意見募集の結果  <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050207_2.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050207_2.html</a></p>
--	---

※公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日 閣議決定）に基づく評価。